

水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例（昭和49年3月27日条例第18号）

最終改正:令和4年10月5日条例第41号

改正内容:令和4年10月5日条例第41号 [令和4年11月1日]

○水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例		昭和49年3月27日条例第18号
改正		
昭和51年3月26日条例第10号		
昭和63年3月26日条例第12号		
平成3年10月9日条例第26号		
平成12年12月21日条例第58号		
平成17年3月28日条例第11号		
平成17年9月21日条例第60号		
令和元年12月16日条例第19号		
令和4年10月5日条例第41号		
水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例をここに公布する。		
水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例		
水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第3条第3項及び第4項（瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第12条の2の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）の規定に基づき、法第3条第1項の排水基準に代えて適用すべき同項で定める許容限度より厳しい許容限度を定める排水基準及びこれを適用すべき区域の範囲を別表第1から別表第4までのとおり定める。		

別表第1 有害物質に係る排水基準

有害物質の種類	許容限度	
	既設特定事業場	その他の特定事業場
シアン化合物	1リットルにつきシアン0.7ミリグラム	1リットルにつきシアン0.3ミリグラム
有機 ^{りん} 化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNIに限る。)	1リットルにつき0.7ミリグラム	1リットルにつき0.3ミリグラム
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム0.35ミリグラム	1リットルにつき六価クロム0.1ミリグラム
砒 ^ひ 素及びその化合物	—	1リットルにつき砒 ^ひ 素0.05ミリグラム

備考

- 1 この表に掲げる排水基準を適用すべき区域の範囲は、県の区域に属する公共用水域の全域とする。
- 2 この表に掲げる排水基準は、法第2条第2項に規定する特定施設(以下「特定施設」という。)及び法第2条第3項に規定する指定地域特定施設(瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の2の規定により法第2条第3項に規定する指定地域特定施設とみなされる施設(以下「みなし指定地域特定施設」という。)を含む。以下「指定地域特定施設」という。)を設置する工場又は事業場(以下「特定事業場」という。)から排出される排水について適用する。
- 3 砒^ひ素及びその化合物についての排水基準は、温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する特定事業場のうち、旅館その他の宿泊所及び医療業に該当するものから排出される排水については、当分の間、適用しない。
- 4 この表に掲げる排水基準は、1の施設が特定施設又は指定地域特定施設(以下「特定施設等」という。)となった際に当該施設のみを特定施設等として設置している者の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される排水については、当該施設が特定施設等となった日から次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる期間は、適用しない。
 - (1) 特定施設 6月間(当該施設が法第12条第2項に規定する政令で定める施設である場合にあっては、1年間)
 - (2) 指定地域特定施設 1年間(当該施設が法第12条第3項に規定する政令で定める施設である場合にあっては、3年間)
- 5 「既設特定事業場」とは次に掲げる特定事業場をいい、「その他の特定事業場」とは既設特定事業場以外の特定事業場をいう。
 - (1) 昭和49年4月1日において、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号。以下「昭和49年改正政令」という。)の規定による改正前の水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1に掲げる特定施設を設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場
 - (2) 昭和51年4月1日において、昭和49年改正政令の規定により政令別表第1に追加された特定施設のみを特定施設として設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場
 - (3) 昭和63年4月1日において、水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(昭和51年政令第122号。以下「昭和51年改正政令」という。)、瀬戸内海環境保全臨時措置法施行令及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(昭和54年政令第132号。以下「昭和54年改正政令」という。)、水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令(昭和56年政令第327号。以下「昭和56年改正政令」という。)及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(昭和57年政令第157号。以下「昭和57年改正政令」という。)の規定により政令別表第1に追加された特定施設のみを特定施設として設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場
 - (4) 平成3年11月1日において、水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令(平成2年政令第266号。以下「平成2年改正政令」という。)の規定により定められたみなし指定地域特定施設のみを特定施設等として設置している者の当該みなし指定地域特定施設を設置している特定事業場
 - (5) 備考4に規定する特定施設等のみを特定施設等として設置している者の当該特定施設等を設置している特定事業場

別表第2

瀬戸内海水域における有害物質以外のものに係る排水基準

区分			許容限度											
			生物化学的 酸素要求量 〔単位1リッ トルにつきミ リグラム〕	化学的酸素 要求量 〔単位1リッ トルにつきミ リグラム〕	浮遊物質 〔単位1リッ トルにつきミ リグラム〕	ノルマルヘキ サン抽出物質 含有量 〔単位1リッ トルにつきミ リグラム〕		フェノー ル類含有 量 〔単位1リ ットルに つきミ リグラム〕	銅含有量 〔単位1リ ットルに つきミ リグラム〕	亜鉛含有 量 〔単位1リ ットルに つきミ リグラム〕	溶解性鉄 含有量 〔単位1リ ットルに つきミ リグラム〕	溶解性マン ガン含有 量 〔単位1リ ットルに つきミ リグラム〕	クロム含 有量 〔単位1リ ットルに つきミ リグラム〕	大腸菌群数 〔単位1立 方センチメ ートルにつ き個〕
						鉱油類	動植 物油 脂類							
既設 特定 事業 場	畜産農業	排水量100立方メートル未満のもの	—	160(120)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		排水量100立方メートル以上のもの	100(80)	100(80)	150(120)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	排水量1,000立方メートル未満のもの	60(50)	60(50)	100(80)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		排水量1,000立方メートル以上のもの	35(25)	35(25)	80(60)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	食料品製造業及び飲料・飼料・たばこ製造業(たばこ製造業を除く。)	排水量1,000立方メートル未満のもの	—	130(100)	—	—	20	—	—	—	—	—	—	—
		排水量1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満のもの	100(80)	90(70)	130(100)	—	15	—	—	—	—	—	—	—
		排水量5,000立方メートル以上10,000立方メートル未満のもの	65(50)	55(40)	80(60)	—	9	—	—	—	—	—	—	—
		排水量10,000立方メートル以上のもの	35(25)	25(20)	50(40)	—	7	—	—	—	—	—	—	—
	繊維工業	染色整理業	排水量5,000立方メートル未満のもの	—	100(80)	90(70)	—	—	1	—	—	—	—	—
			排水量5,000立方メートル以上のもの	55(40)	35(25)	50(40)	—	15	1	—	—	—	—	—
		その他のもの	排水量1,000立方メートル未満のもの	65(50)	65(50)	150(120)	—	—	—	—	—	—	—	—
			排水量1,000立方メートル以上のもの	35(25)	35(25)	50(40)	—	20	—	—	—	—	—	—
	パルプ・紙・	パルプ製造業	90(70)	90(70)	130(100)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		その他のもの	排水量5,000立方メートル未満のもの	80(60)	80(60)	90(70)	—	—	1	—	—	—	—	—

紙加工品製造業	排水量5,000立方メートル以上10,000立方メートル未満のもの		55(40)	55(40)	65(50)	—	—	1	—	—	—	—	—	—
	排水量10,000立方メートル以上のもの		30(20)	30(20)	50(40)	—	—	1	—	—	—	—	—	—
化学工業	ゼラチン・接着剤製造業		—	160(120)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他のもの	排水量1,000立方メートル未満のもの	130(100)	65(50)	150(120)	4	—	1	—	—	3	—	—	—
		排水量1,000立方メートル以上10,000立方メートル未満のもの	80(60)	55(40)	130(100)	3	20	1	—	—	3	—	—	—
		排水量10,000立方メートル以上30,000立方メートル未満のもの	40(30)	35(25)	80(60)	2	15	1	—	—	3	—	—	—
		排水量30,000立方メートル以上のもの	乳化重合法によるアクリル系繊維製造工程を有するものの	20(10)	35(25)	50(40)	1.5	10	1	—	—	3	—	—
				20(10)	30(20)	50(40)	1.5	10	1	—	—	3	—	—
				20(10)	20(10)	50(40)	1.5	10	1	—	—	3	—	—
石油精製業及び潤滑油製造業	排水量100立方メートル未満のもの		40(30)	40(30)	50(40)	1	—	1	—	—	—	—	—	—
	排水量100立方メートル以上400立方メートル未満のもの		30(20)	30(20)	40(30)	1	—	1	—	—	—	—	—	—
	排水量400立方メートル以上のもの		20(10)	20(10)	30(25)	1	—	1	—	—	—	—	—	—
コークス製造業		排水量100立方メートル未満のもの	40(30)	40(30)	50(40)	2	—	1	—	—	—	—	—	—

			排水量100立方メートル以上400立方メートル未満のもの		30(20)	30(20)	50(40)	2	—	1	—	—	—	—	—	—
			排水量400立方メートル以上のもの		20(10)	30(20)	50(40)	2	—	1	—	—	—	—	—	—
なめし革製造業					—	160(120)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
骨材・石工品等製造業			排水量1,000立方メートル未満のもの		60(50)	60(50)	100(80)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			排水量1,000立方メートル以上のもの		35(25)	35(25)	80(60)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業及び精密機械器具製造業			排水量1,000立方メートル未満のもの		100(80)	100(80)	150(120)	4	—	1	—	—	—	—	—	—
			排水量1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満のもの		60(50)	60(50)	90(70)	2	20	1	—	—	—	—	—	—
			排水量5,000立方メートル以上10,000立方メートル未満のもの		35(25)	35(25)	50(40)	1.5	15	1	—	—	—	—	—	—
			排水量10,000立方メートル以上のもの		20(10)	20(10)	40(30)	1.5	15	1	—	—	—	—	—	—
ガス業			排水量100立方メートル未満のもの		40(30)	40(30)	50(40)	2	—	1	—	—	—	—	—	—
			排水量100立方メートル以上400立方メートル未満のもの		30(20)	30(20)	50(40)	2	—	1	—	—	—	—	—	—
			排水量400立方メートル以上のもの		20(10)	30(20)	50(40)	2	—	1	—	—	—	—	—	—
旅館その他の宿泊所					100(80)	110(90)	130(100)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療業					100(80)	100(80)	130(100)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
と畜場					80(60)	80(60)	90(70)	—	—	—	—	—	—	—	—	(2,000)
研究、試験、検査等の業務用の施設					100(80)	100(80)	130(100)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
し尿処理施設	し尿浄化槽	処理対象人員201人以上501人未満のもの	昭和49年3月31日以前に設置したもの	指定区域	80(60)	110(90)	130(100)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				その他の区域	120(90)	130(100)	150(120)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			昭和49年4月1日から昭和56年5月31日	301人未満のもの	80(60)	110(90)	130(100)	—	—	—	—	—	—	—	—	—

				までに設置したものの	301人以上のもの	40(30)	70(60)	90(70)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
				昭和56年6月1日以降に設置したもの		40(30)	70(60)	90(70)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
				処理対象人員501人以上のもの	指定区域		40(30)	70(60)	90(70)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
					その他の区域	処理対象人員2,000人未満のもの	80(60)	110(90)	130(100)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
						処理対象人員2,000人以上のもの	40(30)	70(60)	90(70)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				その他のもの		40(30)	70(60)	90(70)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
				下水道終末処理施設		中級処理のもの		80(60)	—	130(100)	—	—	—	—	—	—	—	—
			高級処理のもの		25(20)	—	90(70)	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	その他の業種又は施設	排水量1,000立方メートル未満のもの		100(80)	100(80)	150(120)	4	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	
		排水量1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満のもの		60(50)	60(50)	90(70)	2	20	1	—	—	—	—	—	—	—	—	
		排水量5,000立方メートル以上10,000立方メートル未満のもの		35(25)	35(25)	50(40)	1.5	15	1	—	—	—	—	—	—	—	—	
		排水量10,000立方メートル以上のもの		20(10)	20(10)	40(30)	1.5	15	1	—	—	—	—	—	—	—	—	
	その他の特定事業場	旅館その他の宿泊所					25(20)	25(20)	60(40)		—	—	—	—	—	—	—	—
		医療業					25(20)	25(20)	60(40)	1	5	0.1	0.5	1.5	2	2	0.6	(800)
		研究、試験、検査等の業務用の施設					25(20)	25(20)	60(40)	1	5	0.1	0.5	1.5	2	2	0.6	(800)
し尿処理施設		し尿浄化槽			25(20)	50(40)	90(70)	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		その他のもの			25(20)	60(50)	90(70)	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
下水道終末処理施設					25(20)	—	90(70)	—	—	—	—	—	—	—	—			
その他の業種又は施設		排水量100立方メートル未満のもの		40(30)	40(30)	50(40)	1	5	0.1	0.5	1.5	2	2	0.6	(800)			
		排水量100立方メートル以上400立方メートル未満のもの		30(20)	30(20)	40(30)	1	5	0.1	0.5	1.5	2	2	0.6	(800)			
		排水量400立方メートル以上のもの		20(10)	20(10)	30(20)	1	5	0.1	0.5	1.5	2	2	0.6	(800)			

備考1 この表に掲げる排水基準を適用すべき区域の範囲は、漁業法(昭和24年法律第267号)第152条第2項に規定する瀬戸内海の海域及びこれにその水が流入する公共用水域で、県の区域に属する区域とする。

2 この表に掲げる排水基準は、排水量が30立方メートル以上である特定事業場から排出される排出水について適用する。

- 3 この表に掲げる排水基準を適用する特定事業場のうち、2以上の業種又は施設の区分に該当するものにあつては、当該特定事業場から排出される排水については、主たる業種又は施設の区分の排水基準を適用する。
- 4 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、次に掲げる排水については、適用しない。
 - (1) 下水道終末処理施設から排出される排水のうち、次に掲げる公共用水域に排出される排水
 - ア 海域(平成7年環境庁告示第5号別表水域の欄に掲げる大阪湾(イ)及び大阪湾(ロ)の海域を除く。)
 - イ アに掲げる海域にその水が流入する公共用水域(海域及び次に掲げる公共用水域を除く。)
 - (ア) 水域類型(昭和46年環境庁告示第59号別表2の1(1)に掲げる類型をいう。)の指定がされている河川の区域のうち、最下流環境基準点(当該河川の区域における同告示に規定する環境基準の維持達成状況を把握するための地点で当該河川の最下流にあるものとして知事が告示するものをいう。)よりも上流の区域
 - (イ) (ア)に掲げる河川の区域にその水が流入する公共用水域
 - (2) 特定事業場(下水道終末処理施設及びし尿処理施設を除く。)から排出される排水のうち海域及び湖沼に排出される排水
- 5 銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、昭和49年12月1日において湧出している温泉を利用する旅館その他の宿泊所に該当する特定事業場から排出される排水については、当分の間、適用しない。
- 6 この表に掲げる排水基準は、1の施設が特定施設等となった際現に当該施設のみを特定施設等として設置している者の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される排水については、当該施設が特定施設等となった日から次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる期間は、適用しない。
 - (1) 特定施設 6月間(当該施設が法第12条第2項に規定する政令で定める施設である場合にあつては、1年間)
 - (2) 指定地域特定施設 1年間(当該施設が法第12条第3項に規定する政令で定める施設である場合にあつては、3年間)
- 7 この表に数値の定めのない項目及び水素イオン濃度(水素指数)の項目についての許容限度は、排水量が30立方メートル以上50立方メートル未満である特定事業場にあつては排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号。以下「省令」という。)で定める許容限度とし、排水量が50立方メートル以上である特定事業場にあつてはこの表の規定による許容限度の定めがないものとする。
- 8 「既設特定事業場」とは次に掲げる特定事業場をいい、「その他の特定事業場」とは既設特定事業場以外の特定事業場をいう。
 - (1) 昭和49年4月1日において、昭和49年改正政令の規定による改正前の政令別表第1に掲げる特定施設を設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場
 - (2) 昭和51年4月1日において、昭和49年改正政令の規定により政令別表第1に追加された特定施設のみを特定施設として設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場
 - (3) 昭和63年4月1日において、昭和51年改正政令、昭和54年改正政令、昭和56年改正政令及び昭和57年改正政令の規定により政令別表第1に追加された特定施設のみを特定施設として設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場
 - (4) 平成3年11月1日において、平成2年改正政令の規定により定められたみなし指定地域特定施設のみを特定施設等として設置している者の当該みなし指定地域特定施設を設置している特定事業場
 - (5) 備考6に規定する特定施設等のみを特定施設等として設置している者の当該特定施設等を設置している特定事業場
- 9 「排水量」とは、1日当たりの平均的な排水の量をいう。
- 10 「中級処理のもの」とは高速散水濾床法、モディファイド・エヤレーション法その他これらと同程度に処理することができる方法により下水を処理するものをいい、「高級処理のもの」とは活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に処理することができる方法により下水を処理するものをいう。
- 11 「指定区域」とは、昭和49年3月31日において建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の規定に基づき特定行政庁が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域をいう。
- 12 ()内の数値は、日間平均値を示す。

別表第3

円山川水域における有害物質以外のものに係る排水基準

区分			許容限度											
			生物化学的 酸素要求量 〔単位1リッ トルにつきミ リグラム〕	浮遊物質 量 〔単位1リッ トルにつきミ リグラム〕	ノルマルヘ キサン抽出 物質含有量 〔単位1リッ トルにつきミ リグラム〕		フェノー ル類含有 量 〔単位1リ ットルに つきミ リグラム〕	銅含有量 〔単位1リ ットルに つきミ リグラム〕	亜鉛含有 量 〔単位1リ ットルに つきミ リグラム〕	溶解性鉄 含有量 〔単位1リ ットルに つきミ リグラム〕	溶解性マ ンガン含 有量 〔単位1リ ットルに つきミ リグラム〕	クロム含有 量 〔単位1リッ トルにつきミ リグラム〕	大腸菌群数 〔単位1立 方センチメ ートルにつ き個〕	
					鉱油 類	動植 物油 脂類								
既設 特定 事業 場	採石業及び砂・砂利・玉石採取業		—	80(60)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	食料品製造業及 び飲料・飼料・た ばこ製造業(た ばこ製造業を除 く。)	排水量 1,000立方メ ートル未満 のもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		排水量 1,000立方メ ートル以上 のもの	80(60)	100(80)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	繊維工業		60(40)	100(80)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	骨材・石工品等製造業		—	80(60)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	旅館その他の宿泊所		100(80)	130(100)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	医療業		100(80)	130(100)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	研究、試験、検査等の業務用 の施設		100(80)	130(100)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	し尿 処理 施設	し尿浄化 槽	処理対象人 員2,000人 未満のもの	80(60)	130(100)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			処理対象人 員2,000人 以上のもの	40(30)	90(70)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		その他のもの		40(30)	90(70)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他の業種又 は施設		排水量400 立方メー トル未満 のもの	100(80)	130(100)	—	15	—	—	—	—	—	—	—
排水量400 立方メー トル以上 のもの			60(40)	100(80)	—	10	—	—	—	—	—	—	—	

		ル以上のもの											
その他の特定事業場	旅館その他の宿泊所		25(20)	60(40)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	医療業		25(20)	60(40)	2	10	0.1	0.5	1.5	2	3	1	(800)
	研究、試験、検査等の業務用の施設		25(20)	60(40)	2	10	0.1	0.5	1.5	2	3	1	(800)
	し尿処理施設		25(20)	90(70)	—	—			—	—	—	—	—
	下水道終末処理施設		25(20)	90(70)	—	—			—	—	—	—	—
	その他の業種又は施設	排水量100立方メートル未満のもの	50(40)	70(50)	2	10	0.1	0.5	1.5	2	3	1	(800)
		排水量100立方メートル以上400立方メートル未満のもの	40(30)	60(40)	2	10	0.1	0.5	1.5	2	3	1	(800)
		排水量400立方メートル以上のもの	25(20)	60(40)	2	10	0.1	0.5	1.5	2	3	1	(800)

備考1 この表に掲げる排水基準を適用すべき区域の範囲は、豊岡市気比字絹巻3675番の1地先にある港大橋下流端から上流の円山川及びこれにその水が流入する公共用水域とする。

2 この表に掲げる排水基準は、排水量が30立方メートル以上である特定事業場から排出される排出水について適用する。

3 この表に掲げる排水基準を適用する特定事業場のうち、2以上の業種又は施設の区分に該当するものにあつては、当該特定事業場から排出される排出水については、主たる業種又は施設の区分の排水基準を適用する。

4 銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、昭和49年12月1日において湧出している温泉を利用する旅館その他の宿泊所に該当する特定事業場から排出される排出水については、当分の間、適用しない。

5 この表に掲げる排水基準は、1の施設が特定施設となった際に当該施設のみを特定施設として設置している者の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される排出水については、当該施設が特定施設となった日から6月間(当該施設が法第12条第2項に規定する政令で定める施設である場合にあっては、1年間)は、適用しない。

6 この表に数値の定めのない項目及び水素イオン濃度(水素指数)の項目についての許容限度は、排水量が30立方メートル以上50立方メートル未満である特定事業場にあつては省令で定める許容限度とし、排水量が50立方メートル以上である特定事業場にあつてはこの表の規定による許容限度の定めがないものとする。

7 「既設特定事業場」とは次に掲げる特定事業場をいい、「その他の特定事業場」とは既設特定事業場以外の特定事業場をいう。

(1) 昭和49年4月1日において、昭和49年改正政令の規定による改正前の政令別表第1に掲げる特定施設を設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場

(2) 昭和51年4月1日において、昭和49年改正政令の規定により政令別表第1に追加された特定施設のみを特定施設として設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場

(3) 昭和63年4月1日において、昭和51年改正政令、昭和54年改正政令、昭和56年改正政令及び昭和57年改正政令の規定により政令別表第1に追加された特定施設のみを特定施設として設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場

(4) 備考5に規定する特定施設のみを特定施設として設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場

8 「排水量」とは、1日当たりの平均的な排出水の量をいう。

9 ()内の数値は、日間平均値を示す。

別表第4

矢田川及び岸田川水域における有害物質以外のものに係る排水基準

区分			許容限度										
			生物化学的 酸素要求量 〔単位1リッ トルにつきミ リグラム〕	浮遊物質 〔単位1リッ トルにつきミ リグラム〕	ノルマルヘ キサン抽出 物質含有量 〔単位1リッ トルにつきミ リグラム〕		フェノー ル類含有 量 〔単位1リ ットルに つきミ リグラム〕	銅含有量 〔単位1リ ットルに つきミ リグラム〕	亜鉛含有 量 〔単位1リ ットルに つきミ リグラム〕	溶解性鉄 含有量 〔単位1リ ットルに つきミ リグラム〕	溶解性マンガン含 有量 〔単位1リ ットルに つきミ リグラム〕	クロム含 有量 〔単位1リ ットルに つきミ リグラム〕	大腸菌群 数 〔単位1 立方セン チメート ルにつき 個〕
					鉱油 類	動植 物油 脂類							
既設 特定 事業 場	採石業及び砂・砂利・玉石 採取業		—	80(60)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	食料品製造 業及び飲料・飼料・た ばこ製造業 (たばこ製 造業を除く。)	飼料・有機 質肥料製造 業	60(40)	100(80)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		その他のもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	骨材・石工品等製造業		—	80(60)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	旅館その他の宿泊所		100(80)	130(100)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	医療業		100(80)	130(100)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	し尿処理施設(し尿浄化槽 を除く。)		40(30)	90(70)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他の業 種又は施設	排水量400 立方メートル未満のもの	100(80)	130(100)	—	15	—	—	—	—	—	—	—
		排水量400 立方メートル以上のもの	60(40)	100(80)	—	10	—	—	—	—	—	—	—
その 他の 特定 事業 場	旅館その他の宿泊所		25(20)	60(40)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	医療業		25(20)	60(40)	2	10	0.1	0.5	1.5	2	3	1	(800)
	研究、試験、検査等の業 務用の施設		25(20)	60(40)	2	10	0.1	0.5	1.5	2	3	1	(800)
	し尿処理施設		25(20)	90(70)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	下水道終末処理施設		25(20)	90(70)	—	—	—	—	—	—	—	—	—

その他の業種又は施設	排水量100立方メートル未満のもの	50(40)	70(50)	2	10	0.1	0.5	1.5	2	3	1	(800)
	排水量100立方メートル以上400立方メートル未満のもの	40(30)	60(40)	2	10	0.1	0.5	1.5	2	3	1	(800)
	排水量400立方メートル以上のもの	25(20)	60(40)	2	10	0.1	0.5	1.5	2	3	1	(800)

備考1 この表に掲げる排水基準を適用すべき区域の範囲は、香美町香住区矢田字帚山146番地先にある矢田橋下流端から上流の矢田川及び新温泉町清富字前田181の2番地先にある清富橋下流端から上流の岸田川並びにこれらにその水が流入する公共用水域とする。

2 この表に掲げる排水基準は、排水量が30立方メートル以上である特定事業場から排出される排出水について適用する。

3 この表に掲げる排水基準を適用する特定事業場のうち、2以上の業種又は施設の区分に該当するものにあつては、当該特定事業場から排出される排出水については、主たる業種又は施設の区分の排水基準を適用する。

4 銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、昭和49年12月1日において湧出している温泉を利用する旅館その他の宿泊所に該当する特定事業場から排出される排出水については、当分の間、適用しない。

5 この表に掲げる排水基準は、1の施設が特定施設となった際現に当該施設のみを特定施設として設置している者の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される排出水については、当該施設が特定施設となった日から6月間(当該施設が法第12条第2項に規定する政令で定める施設である場合にあつては、1年間)は、適用しない。

6 この表に数値の定めのない項目及び水素イオン濃度(水素指数)の項目についての許容限度は、排水量が30立方メートル以上50立方メートル未満である特定事業場にあつては省令で定める許容限度とし、排水量が50立方メートル以上である特定事業場にあつてはこの表の規定による許容限度の定めがないものとする。

7 「既設特定事業場」とは次に掲げる特定事業場をいい、「その他の特定事業場」とは既設特定事業場以外の特定事業場をいう。

(1) 昭和51年4月1日において、昭和51年改正政令の規定による改正前の政令別表第1に掲げる特定施設を設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場

(2) 昭和63年4月1日において、昭和51年改正政令、昭和54年改正政令、昭和56年改正政令及び昭和57年改正政令の規定により政令別表第1に追加された特定施設のみを特定施設として設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場

(3) 備考5に規定する特定施設のみを特定施設として設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場

8 「排水量」とは、1日当たりの平均的な排出水の量をいう。

9 ()内の数値は、日間平均値を示す。